

食料安全保障と貧困撲滅の文脈において
持続可能な小規模漁業を保障するための任意自発的ガイドライン

国際連合食糧農業機関
2015年 ローマ

『食料安全保障と貧困撲滅の文脈において持続可能な小規模漁業を保障するための任意自発的ガイドライン』（略称 VG SSF）日本語訳資料の非営利研究・教育・情報普及目的による配布提供に寄せて

この日本語訳資料は、国際的な基準としては初めて小規模漁業者を対象に、世界の食料安全保障、栄養、そして飢餓撲滅への貢献に関して、小規模漁業者がこれまで果たしてきた重要な役割を後押しするための一連のガイドラインとして FAO によって作成された表題の任意自発的ガイドラインの趣旨に呼応し、自発的に VG SSF 日本語訳プロジェクトチームが翻訳し、非営利目的で配布に供するものです。日本語を介した研究・調査・教育などの情報の普及促進とともに、日本の水産業を根底から地域において支えている小規模漁業の価値を改めて見直し、後押しができることを願ってやみません。皆様方におかれましても、どうぞこのガイドラインの目的と意図をご参照いただき、ご活用を賜りますようご期待申し上げます。

本翻訳資料は、原典に沿って誠心誠意できるだけ忠実に翻訳するよう最善の努力を傾注したものです。が、原典の著作権を有する FAO はその内容には責任を負いません。原文の内容をそのまま直接理解される必要がある場合は、以下の FAO のウェブサイトの原典をお読みください。

ガイドライン原典(英語版/ Written in English) [原題/Title: Voluntary Guidelines for Securing Sustainable Small-Scale Fisheries in the Context of Food Security and Poverty Eradication]

ISBN 978-92-5-108704-6 © FAO, 2015

Website URL <http://www.fao.org/3/a-i4356e.pdf>

免責事項等原文参照 <http://www.fao.org/contact-us/terms/en/>

謹白

VG SSF 日本語訳プロジェクトチーム
2016年9月吉日(FAOへ日本語版著作権に関する手続申請中)

本文書（注：ガイドライン原文・英語版）において使用する呼称や資料の表示は、いかなる国、領土、都市、あるいは地域、もしくはその当局の法律上の地位や発展状況、またはその国境や境界の設定について FAO の見解を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して FAO が承認または推薦していることを意味するものではない。

本文書において表明された見解は、筆者の見解であり、必ずしも FAO の見解や方針を示すものではない。

FAO は本文書（注：ガイドライン原文・英語版）の内容の利用、複製、配布を奨励している。特に指定がない限り、FAO は記載内容のコピーやダウンロード、個人研究、教育を目的とした印刷、または商業目的でない製品やサービスにおける使用を認めるが、但し、出典および著作権者が FAO である旨が適切に明示されていること、ならびに記載内容に関する利用者の見解または利用者の製品もしくはサービスについていかなる形においても、FAO が承認するものであると示唆しないことを条件とする。

翻訳および改作の権利、再販およびその他商業目的での使用の権利に関する要望は www.fao.org/contact-us/licence-request または copyright@fao.org まで。

FAO の情報製品は FAO のウェブサイト(www.fao.org/publications)で入手可能であり、publications-sale@fao.orgから購入もできる。

世界中の漁業従事者の生活向上のためにたゆまぬ努力をし、
本ガイドラインの策定に多大な貢献を果たした
Chandrika Sharma (チャンドリカ・シャルマ) に敬意を表して

序文

「食料安全保障と貧困撲滅の文脈において持続可能な小規模漁業を確立するための任意自発的ガイドライン」(以下、**SSF ガイドライン**)は、極めて重要でありながら今までしばしば見過ごされてきた小規模漁業セクター(分野・部門)に全面的に貢献するために国際的に合意された最初の政策文書である。

小規模漁業セクターは、地域社会や伝統と価値観に深く根付く傾向がある。通常多くの小規模漁業者は自営であり、家族や地域社会で直接消費するための魚介類を供給している。女性はこのセクターにおいて、特にポスト・ハーベスト(漁獲後の作業全般)と加工における重要な参加者である。小規模漁業セクターの全人口のおよそ90%が獲る漁業に直接的に依存していると推定される。そのため、小規模漁業は経済・社会的な原動力として、水辺に生きる人たちの生活を下から強く支えながら、食料と栄養の安全保障、雇用、その他の乗数効果を地域経済にもたらしている。

SSF ガイドラインは、小規模漁業に取り組むための合意の原則と指針をもたらす国際的な政策文書に対するニーズゆえに、長い間待ち望まれてきた。**SSF ガイドライン**は、「海洋法に関する国際連合条約」の中の漁業条項と並び、最も広く認知され、実施されている国際的な政策文書である「責任ある漁業の行動規範」を補完する。**SSF ガイドライン**はまた、「国の食料安全保障における土地、漁業と森林の保有の権利に関する責任あるガバナンス(集団が自らを統治するための合意形成・意思決定のシステム)についての任意自発的ガイドライン」、「国家食料安全保障の文脈において十分な食料への権利の漸新的な実現を支持するための任意自発的ガイドライン」、「農業およびフードシステムにおける責任ある投資のための原則」にも密接に関連している。これらの政策文書と同様に、**SSF ガイドライン**は、脆弱で周縁化された集団の人権の実現と彼らに対して関心を向けることに高い優先度を置いている。

SSF ガイドラインは、FAO 水産委員会(COFI) 第29回および第30回会議での勧告に基づくボトムアップの参加型のガイドライン策定プロセス(過程)の成果である。2010年から2013年までFAOは、世界の6地域から120か国以上の政府、小規模漁業者、漁業従事者とその団体、研究者、開発パートナーおよびその他利害関係者の代表4,000人以上と20以上の市民社会組織主導の全国協議会が参加した全地球規模の策定プロセスを進めてきた。これらの協議の成果は、2013年5月と2014年2月に開かれたFAO技術協議会合での最終文書に合意するための作業の土台となった。2014年6月の第31回水産委員会会議で**SSF ガイドライン**が承認されたことは、持続可能な小規模漁業の保障に向けた大きな成果を示すものである。

SSF ガイドラインは、FAOの新しい戦略的枠組みの中で述べられているように、飢餓を撲滅し持続可能な開発を推進するというFAOのビジョンを支える根源的なツールである。食料安全保障と貧困撲滅に小規模漁業セクターが十分に貢献できるようあらゆる層における対話、政策策定のプロセス、行動を導く指針となる。FAO加盟国とすべてのパートナーは今、**SSF ガイドライン**を実践する

局面に向き合っているのである。

FAO は引き続き、SSF ガイドラインの実践を全面的に支援し、すべての利害関係者—政府、小規模漁業者、漁業従事者とその団体、市民社会組織、研究・学術、民間セクター、ドナー・コミュニティ（様々な国際援助機関）など—と、食糧安全保障と貧困撲滅の文脈において持続可能な小規模漁業を目指し、今後も継続的に連携していけることを期待している。

FAO 事務局長

José Graziano da Silva（ジョゼ・グラジアーノ・ダ・シルバ）

目次

略語・頭字語表	VIII
緒言	IX
パート 1	1
序章	1
1. 目的	1
2. 特徴と適用範囲	1
3. 指導原則	2
4. 他の国際的な政策文書との関係	3
パート 2	4
責任ある漁業と持続可能な開発	4
5. 小規模漁業における保有権ガバナンスと資源管理	4
5a. 保有権の責任あるガバナンス	4
5b. 持続可能な資源管理	5
6. 社会開発、雇用、働きがいのある人間らしい仕事	6
7. バリューチェーン、ポスト・ハーベスト、貿易	9
8. ジェンダー平等	10
9. 災害リスクと気候変動	11
パート 3	13
確実に実施可能な環境整備と実践支援	13
10. 政策の首尾一貫性と制度的協調・協力	13
11. 情報、研究、コミュニケーション	14
12. 能力強化	15
13. 実践の支援とモニタリング	16

略語・頭字語表

<p>CCA Climate change adaptation 気候変動への適応</p>	<p>CEDAW Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約</p>	<p>CSO Civil society organization 市民社会組織</p>
<p>DRM Disaster risk management 災害リスク管理</p>	<p>EAF Ecosystem approach to fisheries 漁業への生態系アプローチ</p>	<p>HIV/AIDS Human immunodeficiency virus/acquired immunodeficiency syndrome ヒト免疫不全ウイルス／後天性免疫不全症候群</p>
<p>ICESCR International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約</p>	<p>IGO Intergovernmental organization 政府間国際組織</p>	<p>ILO International Labour Organization 国際労働機関</p>
<p>IMO International Maritime Organization 国際海事機関</p>	<p>IUU Illegal, unreported and unregulated (fishing) 違法・無報告・無規制（漁業）</p>	<p>MCS Monitoring, control and surveillance モニタリング、規制、監視</p>
<p>NGO Non-governmental organization 非政府組織</p>	<p>RIO+20 United Nations Conference on Sustainable Development (Rio+20) 国連持続可能な開発会議（リオ+20）</p>	<p>行動規範（THE CODE） Code of Conduct for Responsible Fisheries (FAO) 責任ある漁業のための行動規範（世界食糧農業機関）</p>
<p>国連（UN） United Nations 国際連合</p>	<p>UN DRIP United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples 先住民族の権利に関する国際連合宣言</p>	<p>UNFCCC United Nations Framework Convention on Climate Change 気候変動に関する国連枠組条約</p>
	<p>WTO World Trade Organization 世界貿易機関</p>	

緒言

これらの「食料安全保障と貧困撲滅の文脈において持続可能な小規模漁業を確立するための任意自発的ガイドライン」（以下、SSF ガイドライン）は、1995 年の「FAO 責任ある漁業の行動規範」（以下、「行動規範」）を補完するものとして策定された。この行動規範の全体原則と条項を支える形で、小規模漁業に関する補足的指針とするべく策定された。従って、既に重要な小規模漁業の見える化（可視化）、認知、強化を支援し、飢えと貧困を撲滅するための全世界的および国家的な取り組みに寄与することを目的としている。このガイドラインは、脆弱で周縁化された集団を含む小規模漁業者および漁業従事者とその関連活動に重点を置き、人権に基づくアプローチを推進しながら、現在と将来の世代のため、責任ある漁業と持続可能な社会・経済的開発を支援する。

本ガイドラインは任意自発的なものであり、適用範囲は全地球で、発展途上国のニーズに重点を置いていることを強調しておく。

小規模・零細漁業はバリューチェーンの全領域で、男女が担うすべての活動—プレ・ハーベスト（漁獲前の作業全般）、ハーベスト（漁獲）、ポスト・ハーベスト（漁獲後の作業全般）を含めて、食料安全保障と栄養、貧困撲滅、公正な開発と持続可能な資源¹の利用に重要な役割を果たしている。小規模漁業は地域、国内、国際市場に栄養のある食品を供給し地域および国内経済を支える所得を生み出している。

小規模漁業は世界の漁獲量の約半分に貢献している。人の直接消費に供される漁獲を考えると、小規模漁業が貢献する割合は3分の2にもなる。小規模漁業の漁獲の大半が人の直接消費であることから、内水面漁業はこの面で特に重要である。小規模漁業は世界の漁獲漁業者と漁業従事者の雇用の90%以上を担い、その約半数は女性である。フルタイムまたはパートタイムの漁業者または漁業従事者としての雇用に加え、季節的な、または時たま行われる採集・漁獲とその関連活動は何百万人にもものぼる人々の生計に必要な補てんをもたらしている。このような活動は繰り返し行われる副次的な活動で

あり、困難な時期にはとりわけ重要になる。多くの小規模漁業者及び漁業従事者は自営であり、自分の家族や地域社会に直接食料を供給すると同時に商業漁業、加工、マーケティングにも従事している。漁業とその関連活動はしばしば沿岸、湖岸、河岸地域の社会を支え、他のセクターに乗数効果をもたらす原動力となっている。

小規模漁業は多様でダイナミックなサブ・セクターの典型であり、多くの場合季節的移動という特徴が見られる。このサブ・セクターの具体的な特性は、場所によって大きなばらつきがある—実際、小規模漁業は地域社会に深く根付いている傾向があり、しばしば歴史的に近隣の水産資源、伝統や価値観とのつながりを反映し、社会的結束を支えている。多くの小規模漁業者及び漁業従事者にとって漁業は生き方そのものであり、このサブ・セクターは、多様性と文化的な豊かさが目に見える形となったもので、これこそ世界的に重要な意義を持つものである。多くの小規模漁業者と漁業従事者およびそのコミュニティ（脆弱で周縁化された集団を含む）が水産資源と土地へのアクセスに直接依存して

脚注¹ 文中の「水産資源」は、一般の漁獲に共通するす

べての水生物資源（海産・淡水産）

いる。沿岸や水辺の土地に対する保有権は漁業と付帯活動（加工およびマーケティングを含む）、住居とその他の生活支援へのアクセスを確実にし、容易にする上で重要である。水域生態系とそれと結合する生物多様性が健全な状態であることは、彼らの生活と当該サブ・セクターの総合的な幸福・福祉に貢献する能力における基本的な土台である。

その重要性にもかかわらず、多くの小規模漁業のコミュニティは周縁化され続け、食料安全保障と栄養、貧困撲滅、公正な開発、持続可能な資源利用 — コミュニティ内外に恩恵をもたらす — に対する貢献が完全に実現できていない。

小規模漁業の貢献を確保し高める取り組みは、多くの課題と制約に直面している。過去 30 年から 40 年間の世界各国の漁業セクターの開発は多くの場合、資源の乱獲、生息環境および生態系への脅威をもたらしてきた。小規模漁業にとって恩恵となる何世代にもわたって慣習的に行われてきた資源の分配と共有は、非参加型でしばしば中央集権的な漁業管理システムと急激な技術開発と人口変動の結果、変化した。また、小規模漁業のコミュニティは共通して不公平な勢力関係に苦しんでいる。多くの場所で大規模漁業との対立が問題となっており、小規模漁業とその他のセクターとの間の相互依存や競争がますます高まっている。このような他セクターはより強力な政治的・経済的影響力を持つことが多い：観光、水産養殖、農業、エネルギー、鉱業、工業・インフラ開発などである。

小規模漁業のコミュニティに存在する貧困は、多次元的な性質のものであり、低所得だけでなく、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利を含む人権を十分に享受することが阻害されていることにも起因する。小規模漁業のコミュニティは一般的に遠隔地にあり、市場へのアク

セスに制限があったり、不利な傾向があり、保健、教育その他の社会サービスへのアクセスも厳しくなっている。その他の特徴としては、低水準な学校教育、健康障害（多くの場合、平均以上の HIV/AIDS の発生率も含めて）、不十分な組織体制が含まれる。小規模漁業のコミュニティでは代替的な生計手段の不足、若者の失業、不健康で危険な労働環境、強制労働、児童労働の問題に直面しているため、得られる機会が限られている。汚染、環境の悪化、気候変動による影響や自然と人間に起因する災害などが小規模漁業のコミュニティが直面している脅威にさらに拍車をかけている。これらすべての要因によって、小規模漁業のコミュニティと漁業従事者の意見が聞き入れられることや、人権および保有権が守られること、彼らが依存する漁業資源の持続可能な利用を確保することが困難になっている。

本ガイドラインは、小規模漁業のコミュニティ、市民社会組織(CSO)、政府、地方団体その他関係者代表との参加型協議プロセスを経て策定された。2013年5月20～24日と2014年2月3～7日の二回にわたる国連食糧農業機関(FAO)の技術協議で、ガイドラインの検討がなされた。重要な留意事項と指導原則、たとえば、平等と非差別、参加と多様性の受容、説明責任と法の支配、すべての人権は普遍的かつ不可分であり相互に依存し関連するという原則などが幅広く考慮された。本ガイドラインは国際人権と一致しそれらを推進する。本ガイドラインは「行動規範」とそれに関連する国際的政策文書と相補い合うものである。また、「行動規範」に関連する技術指針も考慮に入れており、これには、「責任ある漁業の技術指針」のNo.10「貧困緩和および食料安全保障に対する小規模漁業による貢献の促進」や、「国の食料安全保障における土地、漁業と森林の保有の権利に関

する責任あるガバナンスについての任意自発的ガイドライン」(保有権ガイドライン)」など他の自主的な国際的政策文書、そして「国家食料安全保障の文脈において十分な食料への権利の漸新的な実現を支持するための任意自発的ガイドライン(食料への権利ガイドライン)」なども該当するものとして考慮している。該当する義務と自発的な取り組みと利用できる指針とを完全に統合するために、各国その他の関係者には、関連する国際及び地域の政策文書と共に、これら他のガイドラインも参考にすることを推奨する。

パート 1

序章

1. 目的

1.1 本ガイドラインの目的：

a) 世界の食料安全保障と栄養に貢献する小規模漁業を強化し、十分な食料への権利の漸進的実現を支援し、

b) 小規模漁業のコミュニティの公正な発展および貧困撲滅に貢献し、持続可能な漁業管理の文脈において漁業者と漁業従事者の社会経済的な状態を改善し、

c) 責任ある漁業の行動規範（「行動規範」）とそれに関連する政策文書と一致した漁業資源の持続可能な利用・将来に備えた責任ある管理・保全を実現し、

d) 地球と人類の経済的、社会的、環境的に持続可能な未来への小規模漁業の貢献を支援し、

e) 各国および利害関係者が責任ある持続可能な小規模漁業の強化のため生態系に優しくかつ参加型の政策・戦略・法的枠組みを策定し、実施できるような指針を提供し、そして

f) 先祖伝来の伝統的なナレッジ（知識・知恵）やそれらに関する制約事項や機会に配慮しながら、小規模漁業の文化、役割、貢献、潜在的可能性についての社会の認識と知識の向上を促すこと。

1.2 これらの目的は、小規模漁業のコミュニティが、男女ともに意思決定のプロセスに参加でき、漁業資源の持続可能な利用に責任を持てるようにエンパワーメントし、発展途上国のニーズを大事に扱いながら、脆弱で周縁化された集

団の利益のために、人権に基づくアプローチの推進を通して実現されるべきである。

2. 特徴と適用範囲

2.1 本ガイドラインは本来、任意自発的なものである。本ガイドラインは小規模漁業のすべての状況にあてはまり、全世界を適用範囲としているが、特に発展途上国のニーズに重点を置いている。

2.2 本ガイドラインは海面および内水面の小規模漁業に関連する。すなわちバリューチェーンのすべての作業・活動およびプレ・ハーベストとポスト・ハーベストのすべてに従事する男女に関わるものである。小規模漁業と養殖の重要なつながりは認識しているが、本ガイドラインは主に獲る漁業に焦点を当てている。

2.3 本ガイドラインは FAO 加盟国および非加盟国とその国内の全階層に宛てられたものである。また地域および地域内の小区域、国際・政府間組織(IGO)、小規模漁業の関連当事者(漁業者、漁業従事者とそのコミュニティ、伝統的・慣習的な権威者、関連する職能団体と CSO (市民社会組織))にも宛てられている。そして研究・学術機関や民間セクター、非政府組織(NGO)、その他、漁業に関連するすべてのセクター、沿岸および地域開発、水域環境利用の関係者にも宛てられている。

2.4 本ガイドラインは小規模漁業の大いなる多種多様性ととも、このサブ・セクターにおいて合意された単一の定義は存在しないことを認識している。よって、本ガイドラインは、小規模漁業の 1 つの標準的な定義や、本ガイドラインが各国の状況の中でいかに適用されるべきかを規制しない。本ガイドラインは、自給自足の

小規模漁業と脆弱な漁業者に特に関連している。本ガイドラインの適用について透明性と説明責任を確保するため、どの活動とそれに従事する人が小規模と考えられるかを明らかにし、より大きな注目を必要とする脆弱で周縁化された集団を特定することは重要である。この作業は小区域、地方、地域または国レベルにおいて、ガイドラインを適用すべき特定の状況に従って行われるべきである。各国は、男女の声を聴けるように、有意義かつ実質的な参加型、協議型、多層的で目的重視のプロセスを通じてこれらの識別や適用が導かれるよう保障するべきである。すべての関連当事者がこれらのプロセスに適宜、関連性に応じて支援および参加すべきである。

2.5 本ガイドラインは各国の法制度および諸機関に沿って解釈および適用されるべきである。

3. 指導原則

3.1 本ガイドラインは、脆弱で周縁化された集団と、十分な食料への権利の漸進的実現への支援のニーズを特に念頭に置きつつ、国際人権基準、国連持続可能な開発会議(リオ+20)の成果文書である「私たちが望む未来」、「行動規範」およびその他の関連する政策文書に準拠した責任ある漁業の基準と実践、持続可能な開発に基づいている。

1. 人権と尊厳： 国際人権基準に規定されている通り、すべての関係者は、すべての個人の固有の尊厳と、平等で不可侵である人権を認識しながら、人権の原則および小規模漁業に依存するコミュニティへの適用性を認識・尊重・推進・保護しなければならない；それらの基準とは即ち、普遍性と不可侵性；不可分性；相互依存性と相互関連性；非差別と平等；参加と多様性の受容；説明責任と法の支配である。各国は小規模

漁業において人権を擁護しようとする者の権利を尊重・保護しなければならない。

企業を含めて、小規模漁業に関係または影響するすべての非国家の関連当事者は人権を尊重する責任がある。各国は非国家の関連当事者に国際人権基準を順守させるため、彼らの小規模漁業に関する活動範囲を規制しなければならない。

2. 文化の尊重： 小規模漁業のコミュニティの既存の組織形態、その土地の伝統的なナレッジや慣習を認識・尊重し、先住民や少数民族も含めて女性のリーダーシップを奨励し、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(CEDAW)第5条を念頭に置く。

3. 非差別： 小規模漁業の政策および実践におけるあらゆる差別の撤廃を推進する。

4. ジェンダーの平等と公正は、いかなる開発においても基本である。小規模漁業に女性が果たす極めて重要な役割を認識し、平等な権利と機会を推進すべきである。

5. 公正と平等： すべての人権を享受するための平等な権利を含む、あらゆる人々に対するすべての正義と公正な扱い—法律と実践の両方—を推進する。同時に、女性と男性の違いを認め、実質的な平等を促進するための具体的対策を行う。すなわち、必要とされる場合には、公正な成果を得るために、とりわけ脆弱で周縁化された集団に対する優遇措置を行うことである。

6. 協議と参加： 水産資源や小規模漁業の操業区域および隣接する土地に関連する意思決定のためのすべてのプロセスにおいて「先住民の権利に関する国際連合宣言」(UN DRIP)を念頭に置きながら、様々な関係者間の既存の権力の

不均衡を考慮し、先住民を含む小規模漁業のコミュニティの活発で自由で、効果的かつ有意義で、確かな情報に基づく参加を保障する。これには、決定によって影響を受ける可能性のある人々からのフィードバックやサポートと彼らの貢献に対する応答も含まなければならない。

7. 法の支配： 適用される諸言語によって広く配布される、すべての人に適用可能で、平等に施行され、独立的に裁定され、かつ国内法および国際法の下での現行の義務と一致する法律を通じて、該当する地域内および国際的な取り決め文書に基づく自発的な取り組みに十分考慮した上で、小規模漁業のためのルールに基づいたアプローチを採用する。

8. 透明性： 政策、法律、手順を適用言語で、すべての人が手に取って利用することが可能なフォーマットで、明確に定義し、広く決定を公表し、かつ広範に配布する。

9. 説明責任： 法の支配の原則に従い、個人や公的機関、非国家の関連当事者が自らの行動や決定に対し責任を負うべきものとする。

10. 経済的・社会的・環境的持続可能性： 水産資源の乱獲や環境的・社会的・経済的悪影響など、望ましくない結果を予防する取り組みやリスク管理を実施する。

11. 総合的・統合的アプローチ： 漁業の生態系管理アプローチ(EAF)を重要な指導原則として認識し、生態系全体の包括性と持続可能性の概念と小規模漁業のコミュニティの生計を考慮し、小規模漁業が他の多くのセクターとも密接につながり、依存していることから、セクター横断的な調整を確実に行う。

12. 社会的責任： コミュニティの結束と集団責任、また企業としての共同責任を促進し、利害関係者間の連携を推進する環境の育成を促す。

13. 実現可能性と社会的・経済的実行可能性： 小規模漁業のガバナンスと開発を改善するための政策・戦略・計画・行動が社会的および経済的に健全で合理的であることを確保する。これらの政策・戦略・計画・行動は現況の情報をもとに、変化する情勢に対し実行可能で適応可能なものであり、コミュニティの回復力（レジリエンス）を後押しするものでなければならない。

4. 他の国際的な政策文書との関係

4.1 本ガイドラインは、国内法および国際法の下での現行の権利及び義務と一致して、該当する地域内及び国際的な政策文書の下での自発的な取り組みに十分留意した上で、解釈および適用されなければならない。それらは、人権と責任ある漁業と持続可能な開発を対象にした国内・地域内・国際的なイニシアチブを補完し、支持するものである。本ガイドラインは「行動規範」を補完するよう策定され、この政策文書に従い、責任ある漁業と持続可能な資源利用を支持する。

4.2 本ガイドラインは、どの部分も一切、国際法により対象となり得る各国のいかなる権利も義務も制限あるいは損なうものとして読まれるべきではない。本ガイドラインは法改正の際の指南や、法律・規制の条項を新たに策定する際または補完する際にひらめきを与えるものとして活用できる。

パート 2

責任ある漁業と持続可能な開発

5. 小規模漁業における保有権ガバナンスと資源管理

5.1 本ガイドラインは、現在と将来の世代の開発および環境に対する要件を満たすための水域生態系と自然資源の責任ある持続可能な利用のためのニーズを認識している。小規模漁業のコミュニティは、彼らの社会的・文化的幸福、生計および持続可能な開発の基本となる資源に対する安定した保有権²を持つことが必要である。本ガイドラインでは、小規模漁業者と漁業従事者の男女に対して漁業および生態系の責任ある管理から得られる利益の公平な分配を後押しする。

5a. 保有権の責任あるガバナンス

5.2 すべての関係者は、小規模漁業に関わる土地と漁業および森林の保有権の責任あるガバナンスが、人権、食料安全保障、貧困撲滅、持続可能な生計、社会的安定、住居の安全的確保、経済成長、農村・社会開発の実現にとっての中心であると認識しなければならない。

5.3 各国は自国の立法行為により、小規模漁業者と漁業従事者と彼らのコミュニティが、水産資源（海面と内水面）と小規模漁業区域と隣接する土地に対し、安定的で、平等な、社会的・文化的に適切な保有権を、女性の保有権に特別に配慮しながら保障しなければならない。

5.4 各国と他のすべての関係者は、国内の立法行為により、適切な場合には、小規模漁業のコミュニティが享受する水産資源と土地と小規模

漁業区域に対する慣習的権利を考慮しながら、あらゆる形態での正当な保有権を認識・尊重・保護しなければならない。必要に応じ、様々な形の正当な保有権を保護するため、このための立法を行われなければならない。各国は正当な保有権の所有者と彼らの諸権利を識別、記録、尊重するための適切な手段を講じなければならない。先住民や少数民族を含む小規模漁業のコミュニティの水産資源や土地への慣習的な—そうでない場合は—優先的なアクセスと同様に、地元の規範や慣習も、国際人権法と一致したあり方で認識・尊重・保護されなければならない。必要に応じ、「先住民の権利に関する国際連合宣言」および「民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言」を考慮に入れなければならない。憲法または法律の改正により女性の権利を強化することが慣行と矛盾する時は、すべての関係者が協力して慣行的な保有制度がこのような変化を許容するようにしなければならない。

5.5 各国は、小規模漁業のコミュニティと先住民の地先の水域および沿岸生態系の回復、保全、保護およびコ・マネジメント（共同管理）における役割を認識しなければならない。

5.6 国が水域（水産資源を含む）や土地資源を所有またはコントロールしている場合は、とりわけ社会的・経済的・環境的な目的を考慮に入れながら、これらの資源の利用と保有権を決めなければならない。各国は、公的資源が共同で、特に小規模漁業のコミュニティにより利用・管理が行われている場合は、これを認め、保護しなければならない。

5.7 各国は、「行動規範」の 6.18 条を十分に考

² 「保有権」とは、「国家食料安全保障における土地・漁業・森の保有権に関する責任あるガバナンスのための任

意自発的ガイドライン」に沿って使用される用語である。

慮した上で、様々な集団、特に脆弱な集団に対して公正な成果をもたらすことを目的として、必要に応じて国の専管水域で小規模漁業が優先的に漁獲できるためのアクセスを供与すべきである。必要に応じ、具体的対策、とりわけ小規模漁業のための専用区域の設定と施行を考慮すべきである。資源アクセスについての協定を第三国や第三者と結ぶ前に、まず小規模漁業に十分配慮をすべきである。

5.8 各国は、小規模漁業のコミュニティが水産資源に対して平等なアクセスができるように対策を講じること。これには必要に応じ、「国家食料安全保障における土地・漁業・森林の保有権に関する責任あるガバナンスのための任意自発的ガイドライン」の条項を考慮した再分配の改革も含む。

5.9 各国は小規模漁業のコミュニティが恣意的に強制退去させられることのないよう、そしてまたは彼らの正当な保有権が廃止・侵害されることがないよう保障しなければならない。小規模漁業地域の中では他の利用者との競争が激化しており、小規模漁業のコミュニティ、特に脆弱で周縁化された集団は、他セクターとの対立において多くの場合弱い側であり、他セクターの開発や活動が彼らの生活を脅かす場合は、特別な支援が必要となることを各国は認識しなければならない。

5.10 各国や他の関係者は、小規模漁業のコミュニティに影響を与えかねない大規模開発事業を実施する前に、国内法に従い、影響評価により社会的・経済的・環境的影響を考慮し、これらのコミュニティと効果的で意味のある協議を行うべきである。

5.11 各国は、脆弱で周縁化された集団を含む

小規模漁業のコミュニティと個人に対し、公正かつ有能な司法および行政機関を通じて、保有権に関する紛争をタイムリーに、手頃な費用で、かつ効果的に解決する手段へのアクセスを、代替手段も含めて、国内法に従い提供しなければならない。そして各国は、必要に応じ、上訴する権利も含む効果的な救済策を提供しなければならない。これらの救済策は国内法に従い迅速に実行されるべきであり、これには返還請求、賠償、適切な補償および賠償金も含まれる。

5.12 各国は、水産資源の持続可能性を考慮し、自然災害および／または武力衝突によって失われた伝統的漁場や沿岸の土地へのアクセスを、小規模漁業のコミュニティが取り戻せるよう努力すべきである。各国は、深刻な人権侵害によって影響を受けている漁業コミュニティを支援するための仕組みを、彼らの生活や生計を再建するために確立しなければならない。このようなステップには、自然災害および／または武力衝突の発生時の保有権の行使における女性に対するあらゆる差別の撤廃も含まれる。

5b. 持続可能な資源管理

5.13 各国と漁業管理に携わるすべての人は水産資源の長期的保全と持続可能な利用のための対策を講じ、食料生産のための生態学的基盤を確保すべきである。現行の国内法・国際行動規範を含む自発的な取り組みと一致して、小規模漁業の要求事項や機会に対して十分な承認を与える適切な管理システムを促進・実施しなければならない。

5.14 すべての関連当事者は権利と責任は一体であることを認識すべきである；保有権は義務によってそのバランスが保たれており、長期的保全、資源の持続可能な利用、食料生産のため

の生態学的基盤の維持を支えている。小規模漁業は、水域環境及び関連種への漁業行為による害を最小限に留め、資源の持続可能性を支えるために同行為を活用すべきである。

5.15 各国は、小規模漁業のコミュニティの正当な保有権と制度を念頭に置き、彼らが自身の幸福を得るために依存し、生計を立てるために伝統的に利用してきた資源の管理に参加し責任を担うことができるように促進、訓練、支援を実施しなければならない。従って、各国は、小規模漁業のコミュニティを一女性や脆弱で周縁化された集団が平等に参加できるように特別に配慮しながら一必要に応じて保護区域を含めて、彼らの生計手段の選択に影響する資源の管理対策の設計、計画、実施に参画させるべきである。例えばコ・マネジメントのような参加型管理システムは国内法に従って推進されるべきである。

5.16 各国は、小規模漁業に適用可能で適切なモニタリング、規制、監視(MCS)体制を確立するか、または既存の MCS の応用を促進すべきである。各国はこのような体制を支え、小規模漁業の関連当事者を適切な形で参画させ、コ・マネジメントにおける参加型の取り組みを推進しなければならない。各国はあらゆる違法行為や海面・内水面の生態系に悪影響を与える行為そして/または破壊的漁業行為を抑止・予防・撲滅するための効果的なモニタリングと実施の仕組みを確立しなければならない。各国は、漁業活動の登録を改善するよう努力しなければならない。小規模漁業者はMCS体制をサポートし、国の漁業所轄官庁に活動の管理のために必要な情報を提供しなければならない。

5.17 各国は、すべての利害関係者とのコ・マネジメントの取り決めの枠内での役割と責任が、

参加型で法的根拠により支援された作業を通して明確にされ合意されるよう確実に履行するべきである。すべての関係者には合意された管理の役割を果たす責任がある。小規模漁業が関連する地元と全国の両レベルの関連職能団体（専門家組織）および漁業団体の中で代表権を持ち、彼らに関連性のある意思決定や漁業政策立案のプロセスに積極的に参加できるよう、あらゆる努力がなされなければならない。

5.18 各国および小規模漁業の関連当事者は、プレ・ハーベスト、ハーベスト、ポスト・ハーベストのどの作業に従事しているかに関わらず、コ・マネジメントおよび責任ある漁業の推進という文脈において、自分たちのナレッジや視点、ニーズによって貢献しながら、男女両方の役割と参画を奨励・支援すべきである。すべての関係者は女性の平等な参加を確保するよう特別に留意し、この目的の達成のための具体的な対策を考案すべきである。

5.19 共有の水域や水産資源の越境その他類似の課題がある時は、各国が協力し合って、供与され保護された小規模漁業のコミュニティの保有権を確実に保障すべきである。

5.20 各国は、過剰な漁獲能力とそれにより小規模漁業に悪影響をもたらす資源の乱獲につながる政策や金融施策を回避すべきである。

6. 社会開発、雇用、働きがいのある人間らしい仕事

6.1 すべての関係者は、生計手段の複雑さを考慮に入れ、小規模漁業の管理と開発に対する統合的・生態系・ホリスティック（全体観的）なアプローチを考案すべきである。小規模漁業のコミュニティへのエンパワーメントと、彼らが人

権を確実に享受できるようにするため、社会的・経済的開発に対する細心の配慮が必要になる場合がある。

6.2 各国は、水産資源を付加価値化し大衆の意識を啓発する人的資源の開発、例えば保健、教育、識字能力、デジタル・インクルージョンその他の技術的性質のスキルなどへの投資を促進すること。各国は小規模漁業のコミュニティのメンバーたちが、国や地方の活動を通じ、適正な住宅供給、安全で衛生的な基礎衛生、個人または生活用水で使用する安全な飲用水、エネルギーなどを含むその他の必要不可欠なサービスに安価にアクセスできるように保障していくことを目的とした漸進的なステップを講じるべきである。公正な利益の確保のため、女性、先住民、脆弱で周縁化された集団にサービスの提供や、差別撤廃とその他の人権の実現のための優遇措置を承認し、推進すべきである。

6.3 各国は、小規模漁業従事者のための社会保障の保護制度を推進しなければならない。小規模漁業の特性を考慮し、バリューチェーン全体へ保障制度を適用すべきである。

6.4 各国は、小規模漁業のコミュニティに適したその他のサービス、例えば貯蓄・信用・保険制度などについて、特に女性が確実にアクセスできることに重点を置きながら、これらの開発とアクセスを支援しなければならない。

6.5 各国は、小規模漁業のバリューチェーンのすべての活動 — プレ・ハーベストとポスト・ハーベストの両方において、水域の環境または陸上での作業か否か、男性または女性が行うかに関係なく、— 作業全体を経済的・専門的業務として認識しなければならない。そしてそれはすべての活動を含めて考慮されるべきである。す

なわち；パートタイム、臨時および／または自給自足の作業・活動のすべてである。小規模漁業においてポスト・ハーベストに従事するとりわけ脆弱な集団や女性のために、専門的かつ組織的な開発の機会を促すべきである。

6.6 各国は、公式・非公式の両セクターのすべての小規模漁業の労働者が働きがいのある人間らしい仕事に従事できるよう促進しなければならない。各国は国内法に従い、小規模漁業の持続可能性を確保するため、漁業活動が公式・非公式の両セクターにおいて確立できる適切な状況を作り出す必要がある。

6.7 各国は、小規模漁業者および漁業従事者の十分な生活水準と国内・国際人権基準に基づいて仕事をする権利を漸進的に実現するためのステップを講じるべきである。各国は、小規模漁業のコミュニティの持続可能な発展のための環境を整備しなければならない。各国は小規模漁業のコミュニティとその他の食料生産者、特に女性が提供している労働・資本・経営に対して正当な対価が得られるよう、海面・淡水・土地利用のための包摂的かつ差別の無い健全な経済政策を遂行し、自然資源の保全と持続的管理を奨励しなければならない。

6.8 各国とその他の利害関係者は、小規模漁業コミュニティのために必要に応じ、持続可能な資源利用および生計手段の多角化を支えるため、既存の、あるいは補完・代替的な所得創出の機会 — 漁業関連の活動で得られる所得に加えて — を支援しなければならない。小規模漁業の地域経済における役割と当該サブ・セクターのより広範囲な経済圏とのつながりが認識され、恩恵を受けるべきである。小規模漁業のコミュニティは、開発、たとえば地域密着型のツーリズム（観光業）や責任ある小規模養殖の開

発から公正な恩恵を受けるべきである。

6.9 すべての関連当事者は、小規模漁業のコミュニティの男女のために、犯罪や暴力、組織的犯罪活動、海賊行為、盗難、性的虐待、汚職、権力濫用のない環境で漁獲を行い、漁業に関連した活動ができる状況を創り出すべきである。すべての関係者は、暴力を撲滅し、小規模漁業のコミュニティでこのような暴力に晒されている女性たちを守る対策・制度を設けるためのステップを講じるべきである。各国は、家庭やコミュニティの中も含め、とりわけ暴力と虐待による被害者が確実に司法制度を利用できるようにすべきである。

6.10 各国および伝統的・慣習的権威者を含む小規模漁業の関連当事者は、小規模漁業において移動が共通の生計戦略であることから、小規模漁業における移動漁業者や漁業従事者の役割を理解・認識・尊重すべきである。各国および小規模漁業の関連当事者は、水産資源の持続可能な利用に携わり、そのコミュニティに密着した漁業のガバナンスに悪影響を与えないで移動する漁業者の公平で適正な統合のための適切な枠組みを国内法に則り、協力して構築すべきである。各国は、国境を越える小規模漁業の漁業者および漁業従事者の移動に関し、個別の各国政府間の調整の重要性を認識しなければならない。政策および管理施策は、小規模漁業組織や機関との協議を経て決めるべきである。

6.11 各国は、漁業者の越境移動の根底にある原因と結果を認識して対処し、小規模漁業の持続可能性に影響を及ぼす越境に関する問題の理解に寄与すべきである。

6.12 各国は、すべての小規模漁業者と漁業従事者の労働衛生の課題と不公平な労働条件につ

いて、必要な法律の整備の履行と国内法・国際人権基準に照らして、締約国として国際的な合意文書、例えば「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(ICESCR)」や国際労働機関(ILO)の関連条約などに沿って確実に実践すべきである。すべての関係者は、労働衛生と安全を、漁業管理と開発のイニシアチブに不可欠な部分として保障するよう努力しなければならない。

6.13 各国は、強制労働を撲滅し、借金による女性、男性、児童の束縛を防止し、小規模漁業を含む漁業全体における強制労働を完全に撤廃するため、移動者を含む漁業者と漁業従事者を保護する効果的な対策を講じなければならない。

6.14 各国は、小規模漁業のコミュニティのニーズを満たす学校および教育施設を提供し、アクセスを可能にすること。そしてそれらは若者の職業選択を尊重し、すべての少年少女、男女に平等の機会を与えながら、利益のある働きがいがあり人間らしい雇用を促すものであること。

6.15 小規模漁業の関連当事者は児童の幸福と教育の重要性を、彼ら自身と社会全体の未来のために認識しなければならない。児童は学校に通い、あらゆる虐待から保護され、「児童の権利に関する条約」に謳われたすべての権利を尊重されなければならない。

6.16 すべての関連当事者は、海上安全の問題（内水面及び海面漁業）を取り巻く複雑性と不安全の背景にある複数の原因を認識しなければならない。これはすべての漁業活動に適用される。各国は、小規模漁業における労働と海上安全のため、FAO、ILOそして国際海事機関(IMO)

の国際指針³と一致する適切な国内法と規制の策定、制定、施行を確実に履行すべきである。

6.17 各国は、小規模漁業（内水面および海面）における労働衛生・安全を含む海上安全の改善は、漁業者自身の積極的な参加と必要に応じて地域間協調を得ながら、首尾一貫した統合的な国家戦略の開発と実施を通じて実現するのが最善であると認識しなければならない。加えて、小規模漁業者の海上安全を、漁業の総括管理にも組み込まなければならない。各国は何よりも、小規模漁業における国内の事故報告の維持管理と海上安全のための啓発プログラムを提供し、適切な法律を制定しなければならない。このプロセスにおいてコンプライアンスの向上、データ収集、研修と啓発、捜索救難活動のための既存の機関とコミュニティ密着型の機構の役割を認識すべきである。各国は、小型船舶のための海難救助用の情報および緊急位置特定システムへのアクセスを推進するべきである。

6.18 「国家食料安全保障における土地・漁業・森林の保有権に関する責任あるガバナンスのための任意自発的ガイドライン」を第 25 項⁴も含めて考慮しながら、すべての関連当事者は武力衝突の状況下にあっては、国際人道法に準拠し、小規模漁業の利害関係者らが伝統的な生計活動を続行し、慣習的な漁場にアクセスでき、また彼らの文化と生活様式を保持できるよう、彼らの人権と尊厳を保護するべきである。彼らに影響を及ぼす事項に関する意思決定への彼らの効果的参加を促進しなければならない。

7. バリューチェーン、ポスト・ハーベスト、貿

易

7.1 すべての関連当事者は、小規模漁業のポスト・ハーベストというサブ・セクターとその当事者がバリューチェーンにおける中心的役割を果たしていることを認識しなければならない。すべての関連当事者は、時に、バリューチェーンの関連当事者間の力関係は平等でなく、しかも脆弱で周縁化された集団は特別な支援を必要とすることを認識しながら、ポスト・ハーベストに関わる関連当事者が、関連する意思決定プロセスに確実に参加できるようにしなければならない。

7.2 すべての関連当事者は、女性が多くの場合ポスト・ハーベストのサブ・セクターで果たす役割を認識し、その労働における女性の参加を容易にするための改善策を支援しなければならない。各国は、ポスト・ハーベストのサブ・セクターにおいて女性の生計活動が維持・強化できるよう、要求に応じて、女性に適した快適な設備環境やサービスが利用できるよう保障しなければならない。

7.3 各国は、小規模漁業のポスト・ハーベストのサブ・セクターが、輸出と国内市場向けの両方で、責任ある持続可能な方法で、品質の良い安全な水産物を生産できるよう支援をするため、適切なインフラ、組織体制、能力開発への投資を促進・提供・有効にすべきである。

7.4 各国と開発パートナーは、漁業者および漁業従事者の団体の伝統的形態を認識し、彼らの所得向上と生計活動の保障を強化するため、国内法令に従い、バリューチェーンのすべての段

³ これらは、とりわけ、1958 年「漁業者及び漁船のための安全コード（以後改訂）」「1980 年小型漁船のための設計、構造及び設備に関する FAO/ILO/IMO のガイドライン」「2010 年長さ 12m 未満の漁船及び甲板を有しない漁

船の安全に関する勧告」を含む。

⁴ 第 25 項は「土地・漁業・森林の保有権に関する紛争」と題されている。

階においてその組織・能力両面での適正な開発を促進すべきである。従って、小規模漁業セクターの協同組合や専門の職能団体、その他の組織体制とマーケティングの仕組み、例えばセリなどの構築・発展を必要に応じて支援しなければならない。

7.5 すべての関連当事者は、ポスト・ハーベスト・ロスと廃棄物を防止し、付加価値化の方法を探り、現地の既存の費用対効果の高い伝統的技術、現地の技術革新、文化に適合した技術移転をもとに進めなければならない。生態系アプローチの中で環境的に持続可能な実践を推進し、小規模漁業における荷さばき・取り扱いと加工において、例えば資源投入（水、薪など）の無駄を抑止しなければならない。

7.6 各国は、小規模漁業の魚介類・生産物の地域・国内・地方・国際市場へのアクセスを容易にし、公平で差別のない取引を推進しなければならない。各国は、必要に応じて、世界貿易機関（WTO）の協定を考慮し、WTO 加盟国の権利と義務を念頭に置き、特に小規模漁業の生産物の地域内取引を具体的に支援する貿易上の規制および手続きを導入するよう協力し合わなければならない。

7.7 各国は、魚類・水産物の国際取引や、地域の小規模漁業者と漁業従事者と彼らのコミュニティの垂直統合が与える影響力を十分に考慮すべきである。各国は、魚類の国際的な貿易と輸出向けの生産を促進することが、栄養価の高い食事や健康・幸福を得るために魚類が不可欠な人々や、魚類以外の食料源がすぐにまたは手頃に入手できない人々の栄養ニーズに悪影響を与えないよう保障すべきである。

7.8 各国、小規模漁業の関連当事者、その他の

バリューチェーンの関連当事者は国際取引での利益は公平に分配されるべきであることを認識しなければならない。各国は、市場の需要に起因して引き起こされる乱獲によって水産資源・食料安全保障・栄養の持続可能性が脅かされるのを防止するため、効果的な漁業管理システムの整備を保障しなければならない。このような漁業管理システムには、責任あるポスト・ハーベスト、輸出所得がバリューチェーン全体を通して小規模漁業者などに公平に利益をもたらすようにする政策や実践も含む。

7.9 各国は、国際貿易が環境や小規模漁業の文化や生計活動や食料の安全保障に関する特別なニーズに及ぼす悪影響に公正に対処するよう、環境的、社会的、その他に関連する評価項目を含む方針と手順を採用しなければならない。利害関係者との協議をこれらの方針と手順の一部とすべきである。

7.10 各国は、小規模漁業のバリューチェーンの利害関係者が、すべての関連市場と貿易情報にアクセスできるようにすべきである。小規模漁業の利害関係者は、変化する市場の状況に応じて調整を行うための助けとして、タイムリーで正確な市場情報にアクセスできなければならない。潜在的な負の影響を最小限に留めながら、世界市場の動向と地域の状況が示す様々な機会から平等に利益を得られるような小規模漁業の利害関係者と特に女性および脆弱で周縁化された集団も適応できる能力開発も必要である。

8. ジェンダー平等

8.1 すべての関連当事者は、ジェンダー平等を実現するために、関連当事者全員の協力が必要であり、ジェンダーを主流として組み込むことが、すべての小規模漁業の開発戦略に必要不可

欠であることを認識すべきである。このようなジェンダー平等を実現するための戦略には、様々な文化を背景とした様々なアプローチが必要であり、女性に対する差別的行為に対抗しなければならない。

8.2 各国は、国際人権法の下での諸義務を遵守し、署名国として関連する国際的合意文書—とりわけ CEDAW を含む—を実行し、「北京宣言および行動綱領」に留意すべきである。各国は、小規模漁業に向けた政策決定のプロセスにおける女性の平等な参加を確保するよう努力すべきである。各国は女性に対する差別に取り組む具体的対策を採用すべきであり、CSO、特に女性の漁業従事者らやその組織のための空間を創造しながら、彼らが対策実施のモニタリングに参加できるようにすることが必要である。女性が漁業組織に参加するよう奨励し、関連する組織開発の支援を提供しなければならない。

8.3 各国は、ジェンダー平等を実現するための政策や法律を整備し、必要に応じ、ジェンダー平等に適合しない法律や政策、措置を、社会的・経済的・文化的側面を考慮しながら適応させ変えていかなければならない。各国はジェンダー平等を実現するための行動の最前線であるべきである。とりわけ、普及指導員として男女を採用することが必要であり、男女の漁業に関する法的支援を含む普及指導および技術サービスへの平等なアクセスを確保しなければならない。すべての関連当事者は、女性の地位向上とジェンダー平等の実現のために、法律制定、政策、行動の影響を評価する機能的評価制度の構築のために連携し協力しなければならない。

8.4 すべての関連当事者は、小規模漁業における女性の労働にとって重要で適切な、より良い技術の開発を促進しなければならない。

9. 災害リスクと気候変動

9.1 各国は、気候変動と取り組むためには、持続可能な小規模漁業の文脈を含め、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の目的・原則・条項に従い、国連持続可能な開発会議(Rio+20)の成果文書「私達が望む未来」を考慮しながら、緊急で大掛かりな行動が必要であることを認識すべきである。

9.2 すべての関連当事者は、自然災害、人災、気候変動が小規模漁業に与える特異的影響を認識し考慮しなければならない。各国は、漁業における気候変動に取り組むための政策および計画を策定する上で、脆弱で周縁化された集団に特別に注意を向け、先住民、男女を含む漁業を営むコミュニティと最大限かつ効果的に協議を行い、特に適応と緩和及び回復力（レジリエンス）構築のための戦略を開発すべきである。

9.3 すべての関連当事者は、小規模漁業における災害リスクや気候変動に取り組むため、分野横断的な連携協力を含む、統合的でホリスティックなアプローチの必要性を認識しなければならない。各国およびその他の関係者は、漁業に関連性の無い人為的原因による汚染、沿岸侵食、沿岸生息地の破壊などの問題に取り組むためのステップを講じなければならない。これらは漁業コミュニティの生活だけでなく気候変動で起こり得る影響に適応する彼らの能力も深刻に弱める。

9.4 各国は、気候変動や自然災害および人災の影響を受けた小規模漁業のコミュニティへの援助と支援を、必要に応じ適応・緩和・援助計画を含めて、考慮すべきである。

9.5 人間の引き起こした災害において小規模

漁業が影響を受けた場合、その責任ある当事者が責任を負う。

う考慮すべきである。

9.6 すべての関連当事者は、気候変動がポスト・ハーベストや貿易のサブ・セクターにもたらす影響の形として、魚種や漁獲量、魚の品質、保存可能期間の変化や販路への影響も考慮する必要がある。各国は、悪影響を軽減するための修正措置に関し、小規模漁業の関連当事者を支援すべきである。新技術を導入する際は、それらは魚種・製品・市場における将来の変化や気候の変動性に対して柔軟で適応可能である必要がある。

9.7 各国は、緊急対応や災害への備えが小規模漁業にいかに関係するかを理解し、救済から開発までを連続した一連のプロセスとする概念を活かすべきである。より長期にわたる開発の目的は、即時救済の段階など緊急シーケンスのすべてのプロセスを通じて考慮すべきであり、復旧・再建・回復のプロセスには、将来起きる可能性のある脅威に対する脆弱性を軽減するための行動を含むべきである。災害対応と復旧には「被災前よりも災害に強くより良い社会を目指す復興 (building back better)」の概念を適用すべきである。

9.8 すべての関連当事者は、気候変動に関する取り組みにおいて小規模漁業の役割を促進し、バリューチェーン全体を含むこのサブ・セクター — ハーベスト、ポスト・ハーベスト、マーケティング、流通 — のエネルギー効率(省エネ)を奨励・支援すべきである。

9.9 各国は、必要に応じ、小規模漁業のコミュニティに対して、気候変動に適応するための資金・施設への、そして／または文化に適合した技術への透明性の高いアクセスを利用できるよ

パート 3

確実に実施可能な環境整備と実践支援

10. 政策の首尾一貫性と制度的協調・協力

10.1 各国は、政策の首尾一貫性に対するニーズを認識し、それに向けて努力すべきである。とりわけ、国内法令の制定；国際人権法；先住民に関連する国際的な合意の枠組みを含むその他の国際法；経済開発政策；エネルギー、教育、保健、農村政策；環境保護；食料安全保障と栄養政策；労働と雇用政策；貿易政策；災害リスク管理(DRM)および気候変動適応(CCA)政策；漁場アクセス協定；その他の漁業セクター政策、計画、行動および投資などについて、政策の首尾一貫性の確保に努め、小規模漁業のコミュニティのホリスティックな開発を推進しなければならない。ジェンダー公正と平等の確保に特別の注意を向けるべきである。

10.2 各国は、統合的な沿岸域管理における小規模漁業の関心事項および役割を十分考慮し、適宜、内水面および海面の空間計画を含む空間計画のアプローチを開発し活用すべきである。市民協議と参加と公表を通じて、規制される空間計画に対して、ジェンダーに敏感な政策を策定し法律を制定すべきである。必要に応じ、公的な計画立案システムにおいて、小規模漁業と慣習的な保有権のシステムを持つその他のコミュニティにおいて活用されている計画立案・領域開発の手法およびこれらのコミュニティ内の意思決定プロセスを考慮しなければならない。

10.3 各国は、海面及び内水面の両水域と生態系の健全性に影響を与える政策を確実に協調させると共に、漁業・農業・その他自然資源の政策がこれらのセクターから派生し相互関係のある生計活動を共同的に強化するために、具体的な

政策方針を採用するべきである。

10.4 各国は、生態系アプローチを利用しながら、漁業政策が持続可能な小規模漁業と飢餓および貧困の撲滅のための長期的ビジョンを確実に提供できるようにするべきである。漁業の総合的な政策の枠組みは、脆弱で周縁化された集団に特に留意し、小規模漁業および人権のための長期的ビジョンと政策の枠組みと共に首尾一貫していなければならない。

10.5 各国は、漁業セクターにおける政策の首尾一貫性とセクター横断的な連携そしてホリスティックかつ包摂的な生態系アプローチを達成するために必要な制度構造と連携—地元、国内、地域内、全地球規模の連携とネットワークを確立し、推進すべきである。同時に、責任を明確にすることが必要であり、小規模漁業のコミュニティのために明確に定義された政府および政府系機関の連絡窓口を示すべきである。

10.6 小規模漁業の利害関係者は、漁業協同組合や CSO など職能団体間の連携を促進しなければならない。小規模漁業のコミュニティに関連する政策および意思決定のプロセスへの彼らの参画を促進するため、経験や情報を交換するネットワークやプラットフォーム（情報交換・共有の場）を確立しなければならない。

10.7 各国は、生態系アプローチを考慮し、必要に応じて国内法に従いながら、ローカル・ガバナンスの仕組みが小規模漁業の効果的な管理に貢献する可能性を持つものと認識し、それを推進しなければならない。

10.8 各国は、持続可能な小規模漁業を保障するために、強化した国際・地域・準地域にわたる協力関係を促進しなければならない。各国及び

国際・地域・準地域の各組織は、適宜、小規模漁業についての理解を向上させるための能力育成を支援し、小規模漁業サブ・セクターに対して準地域、地域あるいは国際的協調を必要とする事項において、適正かつ相互に合意した技術移転を含む援助を行うべきである。

11. 情報、研究、コミュニケーション

11.1 各国は魚類資源などの生態系の持続可能性の保障を目的として、透明性の高い方法で、小規模漁業の持続可能な管理のための意思決定に関連する生物生態的・社会的・文化的・経済的データを含む漁業データの収集システムを確立しなければならない。公的な統計データでは、ジェンダー別データと同様、小規模漁業の社会的・経済的側面を含む様々な構成要素からなる重要性の理解と見える化（可視化）を可能にするデータを作り出す努力もすべきである。

11.2 すべての利害関係者と小規模漁業のコミュニティは、コミュニケーションと情報の重要性を認識すべきである。これらは効果的な意思決定に必要である。

11.3 各国は、特に透明性を高めることにより汚職を防止し、意思決定者に説明責任を課し、偏りのない決定が迅速に、かつ小規模漁業のコミュニティの適正な参加とコミュニケーションを通して行われるよう保障すべきである。

11.4 すべての関連当事者は、小規模漁業のコミュニティをナレッジの保有者であり、提供者で受け手であると認識しなければならない。小規模漁業のコミュニティと彼らの組織が、既存の問題に対処し、生活改善に向けて権限を持つことができるよう支援するため、適切な情報にアクセスする必要性を理解することが特に重要

である。これらの情報の必須要件はコミュニティが直面している現在の課題次第であり、漁業と生活の生物的・法的・経済的・社会的・文化的側面に関連している。

11.5 各国は、責任ある小規模漁業および持続可能な開発に必要な違法・無報告・無規制(IUU)漁業についての情報を含む必要な情報が得られるよう保障しなければならない。それは脆弱で周縁化された集団の状況に特に留意した災害リスク、気候変動、生活・生計活動および食料安全保障に関わる情報でなければならない。データが欠乏している状況のもとでは、要求事項の少ないデータで運用可能な情報システムが構築すべきである。

11.6 すべての関連当事者は、先住民を含む小規模漁業のコミュニティの知識・文化・伝統その他の慣習が認識され、必要に応じて支援が受けられるよう保障しなければならない。そして責任あるローカル・ガバナンスと持続可能な開発のプロセスに情報を確実に提供しなければならない。女性漁業者および漁業従事者の有するナレッジが認知され、支援されるべきである。各国は伝統的な漁業のナレッジや技術を調査して文書に記録し、持続可能な漁業の保全・管理・開発への応用について評価しなければならない。

11.7 各国およびその他の関係者は、小規模漁業のコミュニティ、その中でも特に先住民、女性、そして漁業に自給自足の生活を依存している人々に対して支援を行うべきである。それには必要に応じ、水生生物資源や漁業技術の伝統的知識を整理しまとめ、維持・交換・改善し、水域生態系の知識を向上させるための技術的・財政的援助も含まれる。

11.8 すべての関連当事者は、コミュニティ内・

国内・準地域・地域内の各レベルで適切な既存のプラットフォームとネットワークを確立すること、または活用することにより、多国間共有水生資源などを含む情報の利用可能性、垂直・水平の双方向を含む情報のフローおよび交換を推進しなければならない。社会的・文化的次元を考慮に入れながら、適切なアプローチ、ツールと媒体を、小規模漁業のコミュニティに対するコミュニケーションおよび能力強化において使用しなければならない。

11.9 各国およびその他の関係者は、できる限り、小規模漁業のための研究資金の利用を可能にし、彼らの協調・参加によるデータ収集、分析、研究が行われるよう奨励しなければならない。各国およびその他の関係者はその研究に関する知識を意思決定プロセスに組み入れるように努めなければならない。研究団体や機関は、小規模漁業のコミュニティが研究とその結果得られた知見の活用に参加できるように能力育成を支援しなければならない。研究の優先順位は、小規模漁業の持続可能な資源利用、食料安全保障、栄養、貧困の撲滅、公正な開発における役割に焦点を当て、災害リスク管理(DRM)および気候変動適応(CCA)を考慮しながら、協議のプロセスを通して合意されるべきである。

11.10 各国およびその他の関係者は、漁業に従事する男女の公正な利益を保障するための戦略に情報提供することを目的として、移動漁業者・漁業従事者を含む漁業の労働状況、そしてジェンダーに関連する文脈において、とりわけ保健、教育、意思決定に関する研究を推進すべきである。ジェンダーを主流化する取り組みには、ジェンダーに敏感な介入を企画・立案段階に組み込むため、小規模漁業のための政策・方針および事業の企画・設計段階でジェンダー分析の活用を含めるべきである。ジェンダー不平等に対

する監視・対処と、社会改革に向けた政策介入の貢献度を把握するため、ジェンダー配慮指標を使うべきである。

11.11 各国およびその他の関係者は海産食品の生産における小規模漁業の役割を認識し、魚食の栄養面でのメリットについて社会の意識を高め、魚類および水産物の品質評価の方法について知識を開示するため、消費者教育のプログラムの中で魚類および水産物の消費を推進するべきである。

12. 能力強化

12.1 各国およびその他の関係者は、小規模漁業のコミュニティが意思決定のプロセスに参加できるように、彼らの能力を高めるべきである。この趣旨において、バリューチェーン全体を包含する小規模漁業サブ・セクターの全範囲と多様性が、合法で正規かつ民主的な代表者組織の構築により適正に代表されることを保障しなければならない。そのような組織構造に女性が平等に参加できるための取り組みの必要性に特別な焦点を当てるべきである。適宜必要に応じ、女性が自発的に独立して様々なレベルで組織化できるように、別の空間や機会や仕組みを提供しなければならない。

12.2 各国およびその他の関係者は、小規模漁業が市場機会から恩恵を得られるように、例えば開発プログラムなどを通じて能力強化を提供するべきである。

12.3 すべての関連当事者は、能力強化が現在の知識とスキルの上に積み上げていくものであり、男女両性と脆弱で周縁化された集団を含む個人々のニーズを満たすため柔軟で適切な学びの経路を通じた双方向の知識移転であることを

認識しなければならない。さらに、能力強化は、小規模漁業コミュニティの DRM(災害リスク管理)と CCA(気候変動適応)に関連する回復能力(レジリエンス)・適応能力の強化を含むべきである。

12.4 あらゆるレベルの政府当局や機関は、適宜、持続可能な小規模漁業の発展および成果の優れたコ・マネジメントの取り決めなどの諸活動を支援する知識とスキルを養うよう努力しなければならない。小規模漁業のコミュニティと共に直接ガバナンスや開発のプロセスに関わる分権化された地方自治体に対して、研究分野としても注意を向けるべきである。

13. 実践の支援とモニタリング

13.1 すべての関連当事者は、各国内の優先順位や状況に基づいて、本ガイドラインを実践することを推奨する。

13.2 各国およびその他すべての関係者は、援助の有効性と財源の責任ある利用を推進しなければならない。開発パートナー、国連の専門機関、地域団体は、南南協力も含め本ガイドラインを実践しようとする各国の自発的取り組みを支援することが奨励される。このような支援には、技術協力、資金援助、政策・制度的な能力強化、ナレッジ・シェアリング(知識・知恵の共有化)、経験の交換、国内の小規模漁業政策の策定に関する支援、技術移転が含まれる。

13.3 各国およびその他すべての関係者は、小規模漁業に従事している人々の利益のために、本ガイドラインの簡易・翻訳版により情報を広めることも含めて、本ガイドラインについての認識と意識啓発を生み出すよう共に努力すべきである。各国およびその他すべての関係者は、

小規模漁業におけるジェンダーおよび女性の役割に関する情報を効果的に普及し、女性の地位と彼女らの労働の改善のために必要なステップを明らかにするため、ジェンダーに関する一連の具体的な資料を用意すべきである。

13.4 各国は、管轄する機関が本ガイドラインの目的や提言の実践の進捗状況を評価できるモニタリング(監視)システムの重要性を認識しなければならない。各国内の食料安全保障と貧困撲滅に関して、十分な食料への権利の漸進的実現を享受することに対する影響も評価に含めなければならない。モニタリングの結果を政策の立案と実施にフィードバックできる仕組みも含めるべきである。モニタリングには、ジェンダーに敏感なアプローチ、配慮指標、データを利用することで、ジェンダーを考慮に入れるべきである。各国およびその他すべての関係者は、男女を含めた食料安全保障と貧困撲滅のための小規模漁業の持続可能な資源管理による真の貢献についてのより良い理解およびその文書記録化を可能にする参加型評価の方法論・手法を精巧に作り上げなければならない。

13.5 各国は、本ガイドラインの実践を監督・監視するため、適宜、全国レベルのプラットフォームの形成を、セクター横断的な代表者らと CSO の代表者らの強い意思表示をもって、促進しなければならない。小規模漁業のコミュニティの正当な代表者らは、本ガイドラインの実施のための戦略の策定と適用の両方に参画し、実施状況のモニタリングにも関与すべきである。

13.6 FAO は、本ガイドラインの実践を支援する地域行動計画とグローバル支援プログラム(全世界規模の支援プログラム)の開発を促進し、支援すべきである。

食料安全保障と貧困撲滅の文脈において持続可能な小規模漁業を保障するための任意自発的ガイドラインは、1995年FAO責任ある漁業のための行動規範(「行動規範」)を補完するものとして策定された。この「行動規範」の原則と規定全般を支持する中で、小規模漁業に関する補完的な指針を与えるために策定された。従って本ガイドラインは、小規模漁業が既に務めている重要な役割の見える化(可視化)、認知、強化を支援し、飢餓と貧困を撲滅するための世界および各国の取り組みに貢献することを意図している。本ガイドラインは、脆弱で周縁化された集団を含む小規模漁業者と漁業従事者とそれに関連する活動に力点を置き、人権に基づいたアプローチを推進しながら、現在および将来の世代の利益のための責任ある漁業と持続可能な社会的・経済的發展を後押しする。